

掲示事項(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

運営規程の概要

フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホームカリンノサト			サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
事業所名	特別養護老人ホームかりんの里			事業所番号	1595900083
所在地	〒949-8202 新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙329番地1			フリガナ	ヤナギハラ マユミ
				管理者	柳原 真由美
連絡先	電話番号	025-765-3600		FAX番号	025-765-3333
利用定員	29名	ユニット数	3ユニット	1ユニットあたりの入居定員	9~10名 ユニット型個室
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		
その他の費用	朝食500円、昼食650円、夕食650円、ユニット型個室(1日につき)2,060円、理容料実費、医療費、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費、電気使用量30円				

従業者の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
医師		1人以上
生活相談員	1人以上	
介護支援専門員	2人以上	
看護職員	1人以上	
介護職員	看護職員と常勤換算13人以上	
機能訓練指導員	1人以上	
管理栄養士	1人以上	

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割、3割)の額です。

《ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護》

・基本部分

要介護度	基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)	
		(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	6,820 円	682 円	6,820 円
要介護2	7,530 円	753 円	7,530 円
要介護3	8,280 円	828 円	8,280 円
要介護4	9,010 円	901 円	9,010 円
要介護5	9,710 円	971 円	9,710 円

※利用料は1日当たりの料金である。

・加算及び減算

当事業所の体制(※1)	加算及び減算	基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
	日常生活継続支援加算Ⅱ	460 円	46 円	460 円
	看護体制加算	I	120 円	120 円
		Ⅱ	230 円	230 円
	夜間職員配置加算	I・Ⅱ	460 円	460 円
		Ⅲ・Ⅳ	610 円	610 円
	生活機能向上連携加算	I	100 円	100 円
		Ⅱ	200 円	200 円
	個別機能訓練加算	I	120 円	120 円
		Ⅱ	200 円	200 円
		Ⅲ	200 円	200 円
○	ADL維持加算	I	300 円	300 円
		Ⅱ	600 円	600 円
	若年性認知症利用者受入加算	1,200 円	120 円	1,200 円
	常勤専従医師配置加算	250 円	25 円	250 円
	精神科医師による療養指導加算	50 円	5 円	50 円
	障害者生活支援体制加算	260 円	26 円	260 円
		410 円	41 円	410 円
○	外泊時費用	2,460 円	246 円	2,460 円
	外泊時在宅サービス利用費用	5,600 円	560 円	5,600 円
○	初期加算	300 円	30 円	300 円
○	療養食加算	600 円	60 円	600 円
	退所時栄養情報連携加算	700 円	70 円	700 円

	退所時等 相談援助 加算	退所前訪問相談援助加算	4,600 円	460 円	4,600 円	
		退所後訪問相談援助加算	4,600 円	460 円	4,600 円	
		退所時相談援助加算	4,000 円	400 円	4,000 円	
		退所前連携加算	5,000 円	500 円	5,000 円	
		退所時情報提供加算	2,500 円	250 円	2,500 円	
	栄養マネジメント加算		110 円	11 円	110 円	
	協力医療 機関連携 加算	協力医療機関と連携	500 円	50 円	500 円	
		上記以外と連携	50 円	5 円	50 円	
	経口移行加算		280 円	28 円	280 円	
	経口維持加算		I	400 円	40 円	400 円
			II	100 円	10 円	100 円
	口腔衛生管理加算		I	900 円	90 円	900 円
			II	1,100 円	110 円	1,100 円
	特別通院送迎加算		5,940 円	594 円	5,940 円	
	看取り介 護加算 (I)	該当する日以前31～45日	720 円	72 円	720 円	
		該当する日以前4～30日	1,440 円	144 円	1,440 円	
		該当する日以前2日・3日	6,800 円	680 円	6,800 円	
		該当する日	12,800 円	1,280 円	12,800 円	
	看取り介 護加算 (II)	該当する日以前31～45日	720 円	72 円	720 円	
		該当する日以前4～30日	1,440 円	144 円	1,440 円	
		該当する日以前2日・3日	7,800 円	780 円	7,800 円	
		該当する日	15,800 円	1,580 円	15,800 円	
	在宅復帰支援機能加算		100 円	10 円	100 円	
	在宅・入所相互利用加算		400 円	40 円	400 円	
	認知症専門ケア加算		I	30 円	3 円	30 円
			II	40 円	4 円	40 円
	認知症チームケア推進加算		I	150 円	15 円	150 円
			II	120 円	12 円	120 円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算		2,000 円	200 円	2,000 円	
	褥瘡マネジメント加算		I	30 円	3 円	30 円
			II	130 円	13 円	130 円
	排せつ支援加算		I	100 円	10 円	100 円
			II	150 円	15 円	150 円
			III	200 円	20 円	200 円
	自立支援促進加算		2,800 円	280 円	2,800 円	
	科学的介護推進体制加算		I	400 円	40 円	400 円
			II	500 円	50 円	500 円
	安全対策体制加算		200 円	20 円	200 円	
	高齢者施設等感染対策向上加算		I	100 円	10 円	100 円
			II	50 円	5 円	50 円
	新興感染症等施設療養費		2,400 円	240 円	2,400 円	

○	サービス提供体制強化加算 (※2)	I	220 円	22 円	220 円
		II	180 円	18 円	180 円
		III	60 円	6 円	60 円
○	介護職員処遇改善加算 (※2)	II	1月の利用料金の 13.6% (基本料金+各種 加算減算)	右記額の1割	1月の利用料金の 13.6% (基本料金+各種 加算減算)
	身体拘束廃止未実施減算		- 10/100 円	円	円
	安全管理体制未実施減算		-50 円	-5 円	-50 円
	高齢者虐待防止措置未実施減算		- 1/100 円	円	円
	業務継続計画未実施減算		- 3/100 円	円	円
	栄養管理の基準を満たさない場合		-140 円	-14 円	-140 円

(※1) 体制がある場合は「○」を記載。体制届が不要の加算及び減算については斜線。

(※2) 区分支給限度額の算定対象外

事故発生時の対応

- 当事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業者は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

非常災害対策

当事業者は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

協力医療機関等

協力病院	名称	町立津南病院
協力歯科医院	名称	津南デンタルクリニック

苦情処理の体制

……別紙2のとおり
 (「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり 2 なし	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	特別養護老人ホームかりんの里
申請するサービス種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置状況

苦情担当窓口を次のとおり設置する。

- ① 窓口設置場所 新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙329番地1
社会福祉法人苗場福祉会 特別養護老人ホームかりんの里 1階事務室
電話番号 025-765-3600 FAX番号 025-765-3333
- ② 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時30分まで
上記時間以外の夜間時間帯は夜間勤務者が対応します。(025-765-3600)
- ③ 対応者 施設長 柳原 真由美
- ④ 第三者委員
・ 涌井 博行 電話番号 090-1687-5513 ・ 宮入 浩 電話番号 090-1687-5521
- ⑤ その他の苦情窓口
・ 特別養護老人ホームかりんの里 025-765-3600 ・ 津南町福祉保健課 025-765-3114
・ 新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 025-285-3022

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- (1) 相談及び苦情の対応
相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。
- (2) 確認事項
相談対応者は以下の事項について確認を行う。
 - ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
 - ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
 - ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)
 - ④ 具体的な苦情・相談内容
 - ⑤ その他参考となる事項
- (3) 相談及び苦情処理回答期限の説明
相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。
- (4) 相談及び苦情処理
概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。
 - ① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。
 - ・ サービスを提供した者からの概況説明
 - ・ 問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
 - ・ 文書による回答案の検討
 - ② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。
 - ③ 利用者に渡した文書と同様の文書を居宅介護支援事業者にも渡し、苦情又は相談の状況について報告する。
 - ④ 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
 - ⑤ 事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。

3 その他参考事項

サービスの提供にあたり、利用マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。

苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として今後のサービスの向上に努めることとする。

また、利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮する